# 労働条件通知書

| | |
|---|---|
| 事業所名称 | ジラフラワー東京LAB |
| 事業所在地 | 東京都江東区青海4-3-7東海海運TACS2A棟 2F |
| 就労日 | 2026年 11月 09日 |
| 契約更新の有無 | 無し |
| 労働契約の期間に関する事項 | 就労日当日に限る |
| 就業場所 | 東京都江東区青海4-3-7東海海運TACS2A棟 2F |
| 従事すべき業務の内容 | ・お花の仕分けや水揚げ作業<br>・お花の供給や検品作業<br>・アレンジメントや花束の制作作業<br>・その他、制作準備作業など<br><br>※上記いずれかの内容になります。その日によって、多少業務内容が異なりますので、予めご了承ください。<br><br>※重いものを運んだりする業務をお願いする場合もあります。 |
| 始業、就業の時刻 | 2026年 11月 09日 10時30分 |
| | 2026年 11月 09日 18時00分 |
| 休憩時間 | 60分 |
| 所定時間外労働の有無に関する事項 | 有り |
| 基本賃金 | 時給 1300円 |
| 諸手当の額 | 交通費 1500円 |
| 所定時間外労働に対して支払われる割増賃金 | 法廷超 25% |
| 賃金支払い日 | 月末締め15日 但し、振り込み申請があった場合は都度 |
| 賃金の支払い方法 | 労働者指定の銀行口座への振り込みにて全額支払う |
| 昇給、退職手当、賞与の有無 | 無し |

| | |
|---|---|
| 休日・休暇 | 無し |
| 社会保険等 | 労災保険の適用あり。雇用保険、健康保険及び厚生年金の適用無し。 |
| 解雇の事由 | ①身体又は精神の障害により業務に耐えられないと認められるとき<br>②勤怠不良で改善の見込みがないとき<br>③事業の縮小その他やむを得ない事業所の都合により必要が生じたとき<br>④労働中に撮影した画像・動画などのコンテンツを許可なくSNS等のWEB上に投稿したとき<br>⑤SNSなどのWEB上において、使用者や使用者の商品、役務提供、顧客についての誹謗中傷となる投稿をしたとき<br>⑥使用者の営業秘密を漏洩したとき<br>⑦その他前各号に準ずるやむを得ない事由が生じたとき |
| 雇用管理の改善等に関する事項に係る | 事業場の長 |
| 受動喫煙防止措置 | 屋内禁煙 |
| 喫煙可能エリアでの作業の有無 | 無し |
| その他 | 解雇の事由④～⑥の行為は勤務後も行ってはなりません。 |